

会津若松地方広域市町村圏整備組合 公告第 12 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 6 及び会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則（平成20年規則第 4 号）第 115 条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 3 年 6 月 2 9 日

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室 井 照 平

1	工事番号	21水工第 9号
2	工事名	取水ポンプ場電気設備等更新工事
3	工事場所	福島県大沼郡会津美里町穂馬 地内
4	工種	電気工事
5	工事の概要	取水ポンプ動力設備及び取水ポンプ設備一式の更新工事
6	工期	契約締結の日から 令和 5 年 3 月 15 日（水） まで
7	予定価格	395,549,000 円 （消費税及び地方消費税額込み）
8	低入札価格調査	地方自治法施行令第 167 条の10第 1 項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（調査基準価格）を設定しているため、調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者にはならない場合があること。また、調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札執行後に行う事情聴取に協力すること。 また、失格基準価格を下記のとおり設定しているため、この価格を下回った入札を行ったものは失格となる。
	① 調査基準価格の設定	調査基準価格率の基礎数値 0.879 調査基準価格は、調査基準価格率の基礎数値に開札時に立会人のくじ引きにより決定される 0.000 から 0.009 までのいずれかの数値（0.000に 0.001 を順次加えた数値）を加算して得られた数値を予定価格に乗じて得た額（千円未満切捨）とする。
	② 失格基準価格の設定	失格基準価格＝入札額の低い順に 5 者の平均額（税込）×0.9（千円未満切捨） ただし、 予定価格×（調査基準価格率 -0.05）（千円未満切捨） ≤ 失格基準価格 ≤ 調査基準価格（千円未満切捨）の範囲内
9	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時において次の①から⑩に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	① 名簿登録	会津若松地方広域市町村圏整備組合又は、構成市町村（会津若松市・会津坂下町・会津美里町）の入札参加資格者名簿（電気工事）に登録されていること。
	② 登録内容	会津若松地方広域市町村圏整備組合又は、構成市町村（会津若松市・会津坂下町・会津美里町）の電気工事の工種に登録のある者
	③ 地域要件	管内業者及び準管内業者であること。
		・ 管内業者とは、会津若松市、会津坂下町及び会津美里町のいずれかに本社若しくは本店を有する者 ・ 準管内業者とは、会津若松市、会津坂下町及び会津美里町のいずれかに支店若しくは、営業所を有する者
	④ 建設業の許可等	建設業法（昭和24年法律第 100 号）第 3 条第 1 項による許可を受けていること。
	⑤ 技術者等の配置	この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に専任で配置できること。ただし、下請負契約の請負代金額の合計が 4,000 万円以上となる場合は、監理技術者として施工現場に専任で配置できること。（いずれの技術者も専任の場合には入札日以前に正社員として 3 月以上の雇用関係があること。）
	⑥ 資格総合点数	電気工事の資格総合点数が 950 点以上であること。
		資格総合点数とは、建設業法に規定する経営事項審査の該当業種の総合評定値の点数をいう。
	⑦	会津若松地方広域市町村圏整備組合又は、構成市町村（会津若松市・会津坂下町・会津美里町）の工事等入札参加停止措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。
⑧ 工事施工実績	・ 国又は、地方公共団体が発注した同種工事で 元請として契約金額 120,000,000 円以上（税込）の施工実績を 2 件以上有すること 。ただし、特定建設工事共同企業体の実績は除く。	
⑨	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。	
⑩	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。	

10	入札参加の申込	
	①	提出書類 制限付一般競争入札参加申込書（指定様式）
	②	提出方法 必ず指定様式により FAX で送信すること。なお送信後は確認のために電話連絡すること。
	③	提出先 会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 電話番号 0242-56-4192 FAX 番号 0242-56-3020
	④	入札参加申込期間 令和 3 年 6 月 29 日（火） から 令和 3 年 7 月 16 日（金）まで （土日・祝日を除く毎日、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）
11	設計図書の閲覧	
	①	閲覧場所 会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 電話番号 0242-56-4192 FAX 番号 0242-56-3020
	②	閲覧期間 入札参加申込期間内とする。
12	設計図書の配布	設計図書については、用水供給課（馬越浄水場）で貸し出しするので必要であれば各自印刷すること。
13	設計図書等に対する質問	
	①	質問方法 本工事に関する質問は、原則として指定の質問書（指定様式）により FAX で送信すること。なお、送信後は、確認のため電話連絡すること。
	②	質問書送付先 会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 電話番号 0242-56-4192 FAX 番号 0242-56-3020
	③	質問期限 令和 3 年 7 月 7 日（水） 午後 5 時15分まで
	④	質問に対する回答 質問書の回答は、後日すみやかに質問者に FAX で回答する。
14	入札方法	
	①	提出書類 ・ 入札書及び価格内訳書（指定様式） ・ 入札書及び価格内訳書は、整備組合指定様式により提出すること。 ・ 入札書及び価格内訳書は、郵便入札用封筒に同封し、封印（裏面に割印）することまた、入札書記載金額（税抜き）と価格内訳書の合計金額は一致すること。 ・ 郵便入札用封筒の表面に開札日、件名、裏面に会社住所、商号または名称を明記すること。
	②	入札方法 郵便による入札
	③	郵送方法 一般書留、簡易書留のいずれかによる。
	④	宛先 〒969-5199 会津若松市大戸町上三寄香塩 339 上三寄郵便局留 会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 行
	⑤	入札書到着期限 令和 3 年 7 月 20 日（火） 上記宛先に必着
15	入札（開札）日時等	
	①	入札（開札）日時 令和 3 年 7 月 26 日（月） 午前 10 時 00 分
	②	開札場所 大沼郡会津美里町穂馬字宮ノ上乙1010番地 会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 電話番号 0242-56-4192 FAX 番号 0242-56-3020
16	入札回数	初度のみの 1 回。ただし、低入札価格調査の失格基準価格を下回る入札者が 2 社以上生じ入札不調となった場合には、当該者による再度の入札を行う。

17	入札保証金	免除
18	入札参加資格審査	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者については、審査関係書類（入札参加資格審査調書及びその他必要な書類）の提出についてはファックスにより通知する。落札候補者は、 通知後 2 時間以内 に当該書類をファックスにより組合に提出し、到着の有無を用水供給課に確認すること。なお、落札候補者が、組合に定める方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合には、当該入札は無効となるので注意すること。
入札の無効		
19	①	本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
	②	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められた者のした入札
	③	会津若松地方広域市町村圏整備組合競争入札に係る郵便入札実施試行要領第 8 条に該当する入札
	④	その他、入札条件又は特に指定した事項に違反した入札
20	契約事項	会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約規程（平成20年公示第 6 号）並びに会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款に基づき契約締結する。
21	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第 101 号の規定により、請負代金又は契約代金の額の 100 分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証会社をいう。）の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
	①	この契約による債務の履行を保証する公共履行保証保険契約を締結している場合
	②	この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合
	③	請負金額が 500 万円未満の工事請負契約で、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第 102 条第 1 項第 4 号の規定に該当する場合
その他		
22	①	郵便による入札において事故が起きたときや、不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。
	②	当該入札においては、会津若松地方広域市町村圏整備組合入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。
	③	入札結果（落札業者、落札金額等）については、会津若松地方広域市町村圏整備組合のホームページ（ http://www.aizu-kouiki.jp/ ）において閲覧が可能です。
	④	契約を締結した者は、その請負代金額が 500 万円以上となる場合は、CORINS（（財）日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム）に登録すること。
	⑤	なお、不明な点については、会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課にお問い合わせください。 電話 0242-56-4192 FAX0242-56-3020